11月2日(月)から

平成22年度 保育所(園)新規入所希望者受付

町では、来年4月から新たに保育所（園）への入所を希望される方の申込受付を行います。なお、現在入所している児童については、保育の実施期間が切れる方を除いて、申し込みの必要はありません。

寄居町の保育所（園）一覧表

区分	保育所(園)名	定員(人)	住所	電話	保育時間		
						平日	土曜日
町立	寄居保育所	150	寄居1333-5	581-1295	基本保育時間 延長保育時間	8：30～16：30 7：30～19：00	8：30～12：00
〃	用土保育所	90	用土3069	584-3209	基本保育時間 延長保育時間	8：30～16：30 8：00～17：30	8：30～12：00
〃	城南保育所	90	鉢形2993-1	581-4931	基本保育時間 延長保育時間	8：30～16：30 8：00～17：30	8：30～12：00
〃	男衾保育所	120	富田152-14	582-1811	基本保育時間 延長保育時間	8：30～16：30 7：30～18：00	8：30～12：00
私立	こぶし保育園	60	藤田236-1	581-3612	基本保育時間 延長保育時間	8：00～16：00 7：30～19：00	8：00～12：30 8：00～14：00
〃	ゆずの木保育園	75	秋山66	581-4932	基本保育時間 延長保育時間	8：00～16：00 7：30～19：00	8：00～12：00 7：30～14：00
〃	いずみ保育園	60	保田原147-1	581-6697	基本保育時間 延長保育時間	8：00～16：00 7：00～18：30	8：00～12：00 7：00～13：00
認定こども園	寄居のこキッズ保育園	20	露梨子411-1	581-0885	基本保育時間 延長保育時間	8：30～16：30 7：00～19：00	8：30～16：30 7：00～19：00

入所基準は…

保護者が次のような状況により、児童の保育ができない家庭が対象です。

なお、両親が児童の保育ができない場合でも、両親以外の方がその児童の保育ができる場合は入所できません。

①保護者が家庭の内外で家事以外の仕事をし、家庭内で児童を保育することができない家庭

②保護者が出産の前後、または疾病の状態、あるいは病人の看護などに当たっているため、家庭内で児童を保育することができない家庭

③火災や風水害、地震などの災害復旧のため児童を保育することができない家庭

保育内容は…

保育所（園）では、児童が心身ともに健やかに育つよう、次のような保育を行います。

①日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養う

②いろいろな表現活動を通して創造性を養う

③思考力と道徳性の芽生えを培う

④心身の調和のとれた発達を図る

入所年齢は…

町立保育所　1歳～5歳（寄居保育所のみ0歳～）

私立保育園　0歳～5歳

認定こども園　0歳～2歳

保育料は…

保育料は、各世帯の所得税などの課税額に応じて階層に分けて定められています。

申込方法は…

10月19日（月）から子育て支援課と各保育所（園）で申込用紙を配布します。必要事項を記入し、受付期間内に子育て支援課または各保育所（園）へ提出してください。

なお、認定こども園・寄居のこキッズ保育園の申し込みおよび詳細については、寄居のこキッズ保育園に直接お問い合わせください。

受付期間／11月2日（月）～13日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

問い合わせ／子育て支援課（☎581・2121内線251・253）、寄居のこキッズ保育園（☎581・0885）へ。

精神保健福祉に関する相談窓口はこちらです

10月5日から11日は、「精神保健福祉普及週間」です。最近は、うつ病等こころの病気に対する関心が高まっていますが、相談や受診に抵抗がある方が多いようです。こころの病気はご本人や家族が抱え込まないことが大切です。

保健福祉総合センターでは、「こころの健康相談」を実施していますので、まずはお気軽にご相談ください。毎月1回予約制となりますので、詳細は本誌17頁「保健事業」をご覧ください。

また、こころの病気は定期的な通院や服薬が必要なものがあるため、経済的負担を軽減する「自立支援医療」や、日常生活や社会生活の制約がある方が受けられる制度として「精神障害者保健福祉手帳制度」があります。申請等の手続きにつきましては担当までお問い合わせください。

問い合わせ／こころの健康相談…保健福祉総合センター（☎581・8500）、自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳…健康福祉課（☎581・2121内線121）へ。

里親制度をご存じですか？

～今、里親を求めています～

○里親とは

病気や家庭の事情などから何らかの理由で、親が子どもを育てられない場合に、一時的または継続的に子どもを預かり、育てる人のことです。

近年、親が育てられず保護を必要とする子どもが増えています。子どもが健やかに育つためには、温かい環境の中で過ごすことがとても大切です。

○里親になるには

一定の要件を満たす必要がありますが、原則として特別な資格は必要ありません。

なお、登録前に所定の研修を受講していただく必要があります。

詳しくは児童相談所にお問い合わせください。

問い合わせ／熊谷児童相談所（☎521・4152）、または子育て支援課（☎581・2121内線251・252）へ。

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度のご案内

県では、低所得のひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。次に該当する方は、**12月28日（月）**までに子育て支援課へ申請してください。

なお、申請は受付期限を過ぎると、受け付けできませんのでご注意ください。

対象／母子家庭の母、父子家庭の父、または、父母のいない児童を養育している方で、平成22年4月に中学校へ入学する児童を養育している市町村民税非課税世帯の方（ただし、生活保護受給家庭を除く）　※市町村民税非課税世帯とは、申請者および申請者と同居している扶養義務者のそれぞれの平成20年分の所得によって、市町村民税の額が1円以上と決定されていない世帯のことです。

支給額／10,000円

申請方法／子育て支援課に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ12月28日（月）までに申請してください。なお、申請には振り込み金融機関の口座が証明できるもの（通帳など）が必要になります。

問い合わせ／埼玉県福祉部こども安全課総務・児童手当・母子福祉担当（☎048・830・3337）、または子育て支援課（☎581・2121内線252）へ。

年金あれこれ

もしものときの障害基礎年金

国民年金は、老後だけでなく、病気やけがによって障害が残ったとき、障害基礎年金があなたやあなたの家族を守ります。しかし、保険料を納めていないと、こうした年金が受けられません。万が一のときのためにも、保険料は納め忘れのないようにしましょう。

「障害基礎年金」を受けられるときは…

・国民年金加入中または20歳前の病気やけがで障害が残ったとき。

・初診日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上の保険料を納めているとき、あるいは初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないとき（免除・若年者猶予・学生納付特例期間は保険料を納めた期間と同じように扱われます）。

・障害認定日（障害の程度を判定する日で、初診日から1年6カ月経過した日または症状が固定した日）に国民年金法で定める1級、2級の障害にあるとき。

＊障害基礎年金と身体障害者手帳では、制度の仕組みが異なるため、障害の認定基準が違います。身体障害者手帳が1級、2級であっても障害年金が受けられるとは限りません。

平成21年度年金額

1級　990、100円

2級　792、100円

国民年金保険料控除証明書が送付されます

毎年、その年の所得税や翌年度の住民税の算出のため、「年末調整」や翌年3月には「確定申告」を行いますが、国民年金の保険料納付額は「社会保険料控除」の対象となります。この「社会保険料控除」を受けるには、保険料を納めたことを証明するものを添付しなければなりません。

社会保険庁より、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が次のとおり送付されますので年末調整や確定申告の際にご利用ください。

なお、控除証明書の実施に伴い、「口座振替済額通知書」、「納付受託機関で収納した保険料領収済通知書」は廃止されています。

○11月に送付される方

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

○2月に送付される方

10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付された方

問い合わせ／国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷社会保険事務所（☎522・5158）、町民課（☎581・2121内線108・109）へ。